

工事名：県単砂防整備工事（馬場・法面復旧工）

工 種：とび・土工・コンクリート工事

（別添）

3 総合評価に関する事項

（1）評価の方法

ア 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計と当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

総合評価の型式	特別簡易型（C）	
総合評価の方法	【評価値＝（標準点＋加算点）÷入札額】	標準点 100点 加算点の最大点 15点

イ 「加算点」は、下表のうち本案件で評価を行う評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち、最も高い者に「加算点」の最大点を与える。その他の者は「評価点の合計点」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

（2）価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価項目は、下表によるものとする。申請に当たっては、表下部の記載事項について十分確認を行うこと。

ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 企業の施工実績 ・過去10年間の同種工事の施工実績により評価 ・同種工事：吹付工を含む法面工事を元請で施工した工事	2点	国・県等の実績	2点
		市町村等の実績	1点
		その他の実績又は実績なし	0点
イ 工事成績評定 ・過去2か年度間の千葉県所掌工事（とび・土工・コンクリート工事）における工事成績評定の有無を評価	4点～0点	77点以上	4点
		76点～75点	3点
		74点～73点	2点
		72点～71点	1点
		70点以下又は成績なし	0点
ウ 不誠実な行為 ・千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為の有無を評価	0点～－4点	なし	0点
		過去1年間に不誠実な行為による文書注意あり	－2点
		過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり	－4点
エ 地域精進度 ・過去10年間の当該管内（山武土木事務所）での施工実績により評価	2点	国・県等の実績	2点
		市町村等の実績	1点
		その他の実績又は実績なし	0点

オ 災害協定締結の有無 ・ 協定（「地震・風水害・その他の災害 応急対策に関する業務基本協定」（県 建設協））の締結を評価	3点	山武土木事務所と細目協定の 締結あり（当該細目協定は、 本件工事箇所との区域対象とす るものに限る。）	3点
		千葉県と基本協定の締結あり	2点
		なし	0点
	2点	千葉県と基本協定の締結あり	2点
		なし	0点
カ 営業拠点 ・ 当該管内（山武土木事務所）の本店有 無を評価 ・ 当該管内で細目協定を山武土木事務所 と締結している支店がある場合は本店 ありとして評価 ・ 当該管内とは、本件工事箇所に係る土 木事務所（平成16年3月31日時 点）の区域をいう。	2点	当該管内に本店あり	2点
		なし	0点
キ 地域特有貢献 ・ 千葉県が管理する公共施設での地域美 化活動のボランティア実績、千葉県内 在住の障害者雇用実績、千葉県内在住 の高年齢者雇用実績、千葉県内在住の 女性雇用実績を評価	1点	いずれか1件に該当	1点
		該当なし	0点
ク 災害活動実績 ・ 過去2年間の当該管内（山武土木事務 所）での災害活動実績を評価 ・ 当該管内とは、本件工事箇所に係る土 木事務所（平成16年3月31日時 点）の区域をいう。	1点	活動実績あり	1点
		なし	0点

- ・ 二重取り消し線が付された項目については、評価の対象としない。
- ・ 「ア 企業の施工実績」、「エ 地域精進度」での“施工実績”は、入札公告の前年度までの10か年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間（平成28年4月1日～入札公告の日）に完成した工事を評価の対象とする。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。
- ・ 「イ 工事成績評定」の評価対象は、**本案件の発注工種における以下の工事**とする。
 - 1 過去2か年度間に完成した千葉県発注の予定価格2千万円以上の工事
 - 2 ただし、上記1に該当する工事がない場合は、過去2か年度間に完成した千葉県発注の全ての工事
 なお、ここでの“過去2か年度間”の期間は、入札公告の日の属する年度を除く、過去2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）をいう。
- ・ 「イ 工事成績評定」、「ウ 不誠実な行為」の、“千葉県所掌工事”とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局、警察本部、病院局所掌の工事とする。
- ・ 「ウ 不誠実な行為」の減点の対象は、以下のとおりとする。
 - 1 千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為について、不誠実な行為による「指名停止あり」については過去2年間の指名停止期間にかかるものを減点の対象とする。（事故に関するものは除く。）
 - 2 不誠実な行為による「文書注意あり」については過去1年間の文書注意日にかかるものを減点の対象とする。（事故に関するものは除く。）

なお、ここでの“過去2年間”の期間は、入札公告の日から遡った2年間（例：入札公告の日が令和8年4月1日の場合、令和6年4月1日から令和8年4月1日まで）をいい、“過去1年間”の期間は、入札公告の日から遡った1年間（例：入札公告の日が令和8年4月1日の場合、令和7年4月1日から令和8年4月1日まで）をいう。

- ・「カ 営業拠点」の細目協定は、「オ 災害協定締結の有無」の協定に基づくものを対象とする。
- ・「ク 災害活動実績」とは、当該管内における災害発生時に実施した「オ 災害協定締結の有無」の協定に基づく応急復旧工事等（パトロールや予防活動を除く）をいう。なお、ここでの“過去2年間”の期間は、入札公告の前年度までの2か年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間（令和6年4月1日～入札公告の日）をいう。

（3）一抜け方式対象案件について

一抜け方式入札の場合、提出する技術資料は各様式1つとし、原則として参加を希望する全ての工事で、各評価項目の申請点数は同一にして提出すること。

（4）その他

上記に定めのない事項については、入札公告の日時点で最新の「千葉県総合評価方式ガイドライン」によるものとする。